

第1回富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 会議録

1	会議の名称	第1回富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会																	
2	開催日時	令和7年1月9日（木）14時00分～15時40分																	
3	開催場所	富津市役所5階504会議室																	
4	審議等事項	(1) 富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会委員長及び副委員長の選出について (2) 富津市成年後見制度利用促進計画(素案)について																	
5	出席者名	(委員) <table><tr><td>氏名（敬称略）</td><td>氏名（敬称略）</td></tr><tr><td>中村 恒平</td><td>藤野 雅一</td></tr><tr><td>豊島 充義</td><td>水野 市尾</td></tr><tr><td>梶原 幸夫</td><td>大森 匠</td></tr><tr><td>有江 直樹</td><td>渡邊 正利</td></tr><tr><td>三枝 裕文</td><td>神谷 亨</td></tr><tr><td>溝口 麻理子</td><td>三戸 武志</td></tr><tr><td>成田 孝文</td><td></td></tr></table> (事務局) 小野田隆博、大川美佐子、西野雅則、千葉眞知		氏名（敬称略）	氏名（敬称略）	中村 恒平	藤野 雅一	豊島 充義	水野 市尾	梶原 幸夫	大森 匠	有江 直樹	渡邊 正利	三枝 裕文	神谷 亨	溝口 麻理子	三戸 武志	成田 孝文	
氏名（敬称略）	氏名（敬称略）																		
中村 恒平	藤野 雅一																		
豊島 充義	水野 市尾																		
梶原 幸夫	大森 匠																		
有江 直樹	渡邊 正利																		
三枝 裕文	神谷 亨																		
溝口 麻理子	三戸 武志																		
成田 孝文																			
6	公開又は 非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開																	
7	非公開の 理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)																	
8	所管課	健康福祉部介護福祉課 高齢者支援係 電話 0439-80-1300																	
9	会議録 (発言の内容)	別紙のとおり																	

発言者	発言内容
事務局 (千葉)	本日はご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。会議の進行を務めます、介護福祉課高齢者支援係の千葉です、よろしくお願いいたします。 会議に先立ちまして事務局から配布資料の確認をいたします。お配りしたものは、 ● 次第 ● 富津市成年後見制度利用促進計画策定委員名簿 ● 席次表 ● 今後のスケジュール ● マイライフノート です。 事前に送付した資料についても、確認いたします。 ● 富津市成年後見制度利用促進計画策定委員名簿 ● 富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱計画の素案 ● 成年後見制度の利用の促進に関する法律 ● 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について です。 これらの資料をお持ちでない方は、お持ちしますので、挙手をお願いいたします。 本会議の傍聴についてお知らせします。富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市の付属機関等である審議会等の会議は一部の場合を除いて公開で行うべきものとされており、同条第2項の規定により何人も公開とされた会議を傍聴することができることとされております。 本日、会議を傍聴される方が1名いらっしゃいますので、ご報告申し上げます。
事務局 (千葉)	(開会) それでは、ただいまより、第1回富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会を始めます。 はじめに、本日の委員の出席状況を報告いたします。委員の鈴木著代様の代理人として、三枝裕文様に出席いただいています。委員定数12名のうち、出席委員は12名、欠席委員は0名です。委員の過半数の出席をいただいておりますので、富津市成年後見制度利用促進策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 次に、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただ

	いておりますので、ご了承くださいるようお願い申し上げます。 それでは、お手元の次第により、進めさせていただきます。開会にあたり、小野田健康福祉部長からごあいさつ申し上げます。
小野田健康福祉部長	みなさんこんにちは。健康福祉部長の小野田と申します。第1回成年後見制度利用促進計画策定委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。 委員の皆さまには、公私ともご多用の中、本会議の委員をお引き受けくださり、また本日はご出席を賜り、誠にありがとうございます。 さて、皆さまご承知のとおり、わが国では超高齢社会が到来しており、富津市におきましても、12月1日現在の高齢化率は39.8%となっています。そして、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯が増加し、世帯構造も変化しております。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向となっております。 このような状況の中で、住み慣れた地域において、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度を始めとする権利擁護支援の取組みを推進する必要があります。成年後見制度の利用を必要とする人が制度を適切に利用できるよう、富津市成年後見制度利用促進計画の素案を作成しましたので、本日の会議では皆様の専門的な立場からのご助言と忌憚のないご意見を賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつとさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。
事務局 (千葉)	本日は、委員就任後初めての会議でございますので、「委員及びオブザーバーの紹介」を行います。名簿順にお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、ごあいさつを頂戴したいと思います。 ・・・委員自己紹介・・・
事務局 (千葉)	ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介を行います。 ・・・事務局職員自己紹介・・・

事務局 (千葉)	以上で紹介を終了させていただきます。 富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱第3条第3項に「策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されています。委員長が選出されるまでの間、小野田健康福祉部長が仮議長の職を務めさせていただきたいと思いますが、ご承諾いただけますでしょうか。
—委員から「異議なし」の声あり—	
事務局 (千葉)	それでは、委員長が選出されるまでの間、小野田部長が、仮議長を務めます。 小野田部長、仮議長席へ移動をお願いします。
小野田健康福祉部長	仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは、富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会委員長及び副委員長の選出を行います。事務局に説明を求めます。
事務局 (千葉)	ご説明します。 富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱第3条第3項に、「策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」とありますので、委員長及び副委員長を委員の互選により決定させていただきたいと存じます。
小野田健康福祉部長	互選の方法には、選挙と指名推薦とありますが、いかがいたしましょうか。
成田委員	はい。
小野田健康福祉部長	成田委員。
成田委員	委員長、副委員長共に、指名推薦の方法がよろしいかと考

	えます。
小野田健康 福祉部長	ただ今、委員長、副委員長共に指名推薦の方法が良いのでは意見がありました。いかがいたしましょうか。
—委員から「異議なし」の声あり—	
小野田健康 福祉部長	ご異議もないようですので、それでは、どなたか委員長の推薦をお願いいたします。
有江委員	はい。
小野田健康 福祉部長	有江委員。
有江委員	成年後見制度について法的な観点から大局的に見ていただける方をお願いしたいと思いますので、千葉県弁護士会の弁護士である中村委員を推薦いたします。
小野田健康 福祉部長	ただ今、中村委員を委員長にとの意見がありました。他に推薦はございませんか。
—委員から「なし」の声あり—	
小野田健康 福祉部長	他に推薦もないようですので、中村委員を委員長に選出することについて皆さん、ご承認いただけますでしょうか。
—委員から「異議なし」の声あり—	
小野田健康 福祉部長	ご異議もないようですので、委員長に中村委員が選出されました。それでは、仮議長の任を終了させていただきます。ありがとうございました。
事務局 (千葉)	ただいま選出されました、中村委員長には、恐れ入りますが、前の委員長席へ移動していただきますようお願いいたし

	ます。 ありがとうございます。それでは、中村委員長、ご挨拶をお願いいたします。 ・・・中村委員長あいさつ・・・
事務局 (千葉)	ありがとうございました。それでは、中村委員長、議事進行をお願いいたします。
中村委員長	それでは、引き続き副委員長の選出を行います。どなたか、副委員長の推薦をお願いいたします。
藤野委員	はい。
中村委員長	藤野委員。
藤野委員	計画の策定にあたっては障がい者の権利擁護に係る観点も重要であることから、富津市基幹相談支援センターの管理者である大森委員を推薦いたします。
中村委員長	ただいま、大森委員を副委員長にとの意見がありました。他に推薦はございませんか。
－委員から「なし」の声あり－	
中村委員長	他に推薦もないようですので、大森委員を副委員長に選出することについて皆さん、ご承認いただけますでしょうか。
－委員から「異議なし」の声あり－	
中村委員長	ご異議もないようですので、大森委員に副委員長をお願いいたします。
事務局 (千葉)	ただいま選出されました大森副委員長には、恐れ入りますが、前の副委員長席へ移動していただきますようお願いいたします。

	ありがとうございます。それでは、大森副委員長、ご挨拶をお願いいたします。 ・・・大森副委員長あいさつ・・・
中村委員長	次に、本日の会議の会議録署名委員の指名をいたします。豊島委員を会議録署名人に指名しますので、よろしく願います。 それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。 (1)「富津市成年後見制度利用促進計画(素案)について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局 (西野係長)	はじめに、目次をご覧ください。本素案は、4章で構成されています。 第1章は計画策定にあたってを、第2章は現状と課題を、第3章は基本理念と基本目標を、第4章は計画の推進・評価についてを記載しています。 それでは、第1章から説明します。本文1ページをご覧ください。1の成年後見制度とは、において成年後見制度について説明しています。2の成年後見制度の種類では任意後見制度と法定後見制度や、後見・補佐・補助の違いなどについて記載しています。 2ページをご覧ください。3の計画策定の背景と趣旨ですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市の計画を定めることとしています。また、4の計画の位置づけと期間ですが、現行の高齢者福祉計画と障がい福祉計画との整合を図るため、計画期間は令和7年度から11年度までの5年とします。 次に、第2章の現状と課題について説明します。3ページをご覧ください。1の人口推移と高齢者・障がい者の状況について、国勢調査など統計の数値を掲載しています。一般世帯のうち、約3割が高齢者単身世帯または高齢夫婦世帯で、増加傾向となっています。 4ページをご覧ください。障がい者の状況は、手帳の所持者の推移で示し、療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

5 ページをご覧ください。成年後見制度の利用に関する状況を記載しています。全国的には増加していますが、千葉家裁木更津支部管内の利用者は横ばいです。

6 ページをご覧ください。本市の市長申立て件数や報酬助成件数は、ほぼ横ばいで、社会福祉協議会の法人後見事業の利用相談数は増加傾向にあります。

7 ページをご覧ください。7 ページから 11 ページまでは、令和 4 年度に 65 歳以上の市民を対象に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中から、財産管理や成年後見制度に関する設問を抜粋したものです。財産管理に不安が生じた場合は、子どもや他の親族に委ねるとしている人が 7 割を超えています。

8 ページをご覧ください。成年後見制度の名称も内容も知っている人は 3 割弱であり、認知度の向上が課題となっています。

10 ページをご覧ください。親族の代わりに財産を管理することに抵抗があるという回答が、抵抗がないという回答より多くなっています。

11 ページをご覧ください。先ほどの回答の理由は、制度の内容などがよく分からないことが 1 位となっています。

12 ページをご覧ください。アンケート調査において、「制度を知らない」「制度の内容がよく分からない」「制度利用のための身近な相談窓口が必要」「本人に適切な後見人が選任されるか不安」「申立手続きが複雑」「費用がかかる」「横領などの不正が行われない仕組みが重要である」「親族による財産管理に抵抗がある」という課題が明らかになったため、その解決のための取り組みを表にまとめています。また、把握した課題及び必要な取り組みに対応する 4 つの基本目標を設定しました。4 つの基本目標については、次の第 3 章において詳しく説明いたします。

13 ページをご覧ください。13 ページから 17 ページまでは、第 3 章として、基本理念と 4 つの基本目標を定めています。1 の基本理念は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画から、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の一環として、成年後見制度の利用促進を推進することとし、「市民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるまち」としております。

なお、障がい者プランの基本理念は、「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」であり、高齢者福祉計画の基本理念は、「高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち」となっております。

2の基本目標は、①制度への理解の促進、②中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり、③安心して利用できる制度の運用、④本人の意思が反映できる仕組みづくりという4つを設定しました。

基本目標①の「制度への理解の促進」では、支援を必要とする人が、安心して利用できるよう、周知や啓発活動によって制度への理解の促進を図ります。

また、手続きの複雑さが原因で申立てを諦めるようなことがないように、申立てに関しても情報提供をはじめとする支援を行います。普及啓発のための取り組みとして、ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知を行います。制度や制度の内容を知っている市民の割合が増えることで、制度を必要とする人が相談につながりやすくなるという効果が期待できます。

また、関係機関への周知・啓発の取り組みとして、関係機関へのパンフレットの配布や、支援者の理解向上に繋がる研修を開催します。これにより、継続した相談支援ができる、対象者のニーズを把握し、適切な制度利用に結びつくといった効果が見込めます。申立手続きの支援のための取り組みとして、円滑に申立てができるよう情報提供等の支援を行なうことで、申請者が申立てを行いやすくなり、制度を必要とする人の利用が促進されるといった効果が考えられます。

14ページをご覧ください。基本目標②の「中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり」では、中核機関の設置、中核機関の運営、地域連携ネットワークの構築を柱としています。中核機関は、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的な助言等により、支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。さらに、専門職団体や関係機関の協力及び連携強化を図るために関係者のコーディネートを担う役割も持っています。また、中核機関は「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」という4つの機能を担います。

15ページをご覧ください。地域連携ネットワークの構築においては、イメージ図にあるように、中核機関の他に、チ

ーム、協議会を加えた３つの組織を構成要素としています。中核機関を設置運営することで、中核機関が地域連携ネットワークの中心となり、成年後見制度の利用を促進します。そして、地域連携ネットワークの体制整備として、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、市社協などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築することで、制度を必要とする人を早期に発見し、制度の利用や適切な支援に結び付けます。また、中核機関の相談機能を強化し、相談支援を実施します。これにより気軽に相談できる機会が増えること、アウトリーチを含めて相談支援を実施することで、制度を必要とする人の利用に繋がる効果が期待できます。そのほか、希望する市民を対象に市民後見人養成講座を実施することで、受任できる後見人が増えることや、市民の制度に対する知識や理解が向上するといった効果が見込まれます。

１６ページをご覧ください。基本目標③の「安心して利用できる制度の運用」については、親族後見人や市民後見人等への支援として、中核機関の相談窓口において、後見活動等に関する相談に対応することで不安を軽減させ、安心して後見活動を行えるよう支援します。

また、申し立てる親族がいなかったり、やむを得ない事情で本人や親族が申立てできない場合に、市長による審判請求手続きを行うことで、そうした場合でも制度を利用できるように支援します。制度を必要とする人の状況に応じて適切な後見人を家庭裁判所に推薦するための受任調整会議を開催することで、より適切な後見人が選任されやすくなり、意思決定支援が行いやすくなるといった効果が考えられます。

そして、費用の助成については、現在、既に実施しているところではございますが、費用負担が困難な人に申立費用や成年後見人等への報酬に対する助成を行うことで、費用負担が難しい場合でも、制度を利用することが可能となるものです。

１７ページをご覧ください。基本目標④の「本人の意思が反映できる仕組みづくり」として、任意後見制度についてパンフレット等で周知をすることで、制度や制度の内容について知る市民の割合を増やし、市民の利用を促進します。そして、マイライフノートについて広報やホームページ等で周知するとともに、マイライフノート活用セミナーを開催します。また、自筆証書遺言書保管制度についてのパンフレット等を配布するなど周知を行うことで、これらの認知度を向上

	させ、本人があらかじめ意思表示できるようにするための仕組みの普及に努めます。 18ページをご覧ください。第4章の計画の推進・評価について説明します。1の「計画の推進」については、制度に関連する機関や団体等がそれぞれの役割を担いながら計画を推進し、進捗状況については市が取りまとめることとします。 2の「計画の進捗管理と評価」では、PDCAサイクルに基づき進捗状況の把握、評価を行い、改善や調整が必要であれば、評価結果を施策に反映する等、計画を進めていきます。 3の「SDGsへの取り組み」としては、17の目標のうち、「3.すべての人に健康と福祉を」「10.人や国の不平等を無くそう」「16.平和と公正をすべての人に」という目標が本計画に合致しており、これらに資する取り組みを推進していきます。計画素案についての説明は以上となります。 続いて、今後のスケジュールについて申し上げます。本日の策定委員会で皆様からいただいたご意見を参考に、素案の修正を行い、市議会で素案の報告を行います。その後、パブリックコメントを、2月下旬から3月上旬ごろに予定しています。パブリックコメントでいただいた意見を参考に計画案を作成し、4月に策定委員会で計画案について委員の皆様へ報告を行い、5月に計画決定することを予定しています。説明は以上です。
中村委員長	説明は終わりました。「質疑」に入ります。ご質疑やご意見はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。
藤野委員	はい。
中村委員長	藤野委員。
藤野委員	中核機関を設置するのは、既存の機関に委託するのか、新しくそういう機関を作るということなのか。 これは意見なんですけど、パンフレットとか作って周知させるってことが計画の目標に盛り込まれていますけれども、その中で安心して制度を利用できるようになってということが目標なんだろうから、後見人への報酬の助成、診断書を作る助成だとか、具体的な助成の金額まで教えてもらいたい。その対象になる要件等載せてもらわないと、勧める方も受け

	る方もお金がかかると警戒する。その辺も問題ないんだよ、と明らかになるような、そういったパンフレットを作っていた。 もう一つデメリット。今ネットで調べると、デメリットもいっぱい出てくる。不正もそうですけど、ドキュメント番組で成年後見の奥さんの方も全くお金をおろせなくなってしまって、家族で旅行に行くこともできなくなってしまったということです。もう一つは、成年後見の取り消しってかなり困難で、そういったデメリットも謳った上でやっていく。それから利用しようとする人が、アンケートの中でできればどんな形かは分からないけれど、デメリットがこういうものなんだ、一度申請したら取り消すのなかなか難しいんだよ、なんてことまでも、ちゃんと住民の方に周知してもらいたいと思いました。 もう一つは市長申立て、令和5年度で8件、市としてはキャパどのぐらいあるのか。例えば、促進した結果、100人申立てが出たら、それは処理できるのか。どれぐらいの処理能力があるのか、ということについて聞きたいです。 もう一つ、パブリックコメントは令和6年度の3月ということだから、これから取るということですか。
中村委員長	ありがとうございます。最後のテーマも入れて、大きく3つございますかね。 一つ目が、中核機関について新しく開設するのか、あるいは既存のところに委託するのかという点、二つ目が、パンフレットとその内容の充実について、三つ目が市長申立てのキャパシティと計画というか、その三点だったと思いますが、ご回答の方事務局からお願いします。
事務局 (大川課長)	お答えいたします。 1点目の中核機関につきましては、新しく設置するものでございます。 2点目のパンフレットの周知につきましては、ご意見を参考に対応したいと考えております。現在、国の方で成年後見制度の見直しを検討しております。今藤野委員からも話がありました一度成年後見人を立ててしまうと取り消すことができないというようなところも、国の法制審議会の方で検討に入って、現在諮問を受けている状況だと認識しております。 3点目の市長申立ての処理能力の上限ということでおし

	やっていたいたと思います、こちらにつきましては、この申立ての要件に該当する方がいた場合には、お受けするという事で市としては考えておりますが、職員の数も限られているため、一挙に 100 人というわけにはいきませんが、必要な人に必要な支援を届けるために市としては対応していくと考えております。
藤野委員	すでに他市町村ではそういった中核的な機関ができているのか。それから、作るとすれば、例えば、基幹相談支援センターとか地域包括支援センターとか、委託で法人にやらせるような意向ですか。
事務局 (大川課長)	県内の中核機関の設置状況、11 月 1 日現在で情報を県からいただいておりますのでお答えいたします。県内で 22 市町が設置済み。内 16 市町が社会福祉協議会に委託をしております、6 市町は直営で運営しているということで聞いております。近隣の四市におきましては、木更津市と袖ヶ浦市は社会福祉協議会に委託をしていると把握しています。 富津市では現在社会福祉協議会が法人後見をしていますので、社会福祉協議会に委託ができるように今調整をしているところです。まだ予算もこれからのため、確実なこととしては申し上げられませんが、委託の方向で考えております。
中村委員長	中核機関を新しく設置、社協さんの方に委託することも検討されているというところです。 パンフレットの問題も、確かに分かりやすく理解していただくという非常に難しいところがございますので、その点もご検討の方お願いいただければと思います。 はい、それでは他にご質疑やご意見ございませんでしょうか。
梶原委員	最初に藤野さんの方でデメリットっていうところで話がありましたが、若干誤解があり、不正云々っていうのはゼロとは言いませんが、かなり今変わってきています。お金の使い方の部分についてっていうのは、多分その後見人さんの考え方っていうところもあるかと思うんですけど。
藤野委員	確かに、240 億円の不正の中で、専門職によるものは数%

	でした。確かに家族による搾取が一番多い。
梶原委員	そうですね。多分 40 億円とか 50 億円の家族の不正があって、後見人が専門職に移っていった。専門職で不正が全くないかって言ったら、若干あるっていうのが現状です。 使い道についても、僕の方の例で言えば、ある方からお墓を作りたいという話がありました。兄弟から言われて、被保佐人でしたので、その人に確認をして、ある程度一緒に裁判所にこういうことで使いたいんだっていうことで申立てをしました。これから何年生きて大体の預貯金が、その生活を脅かさない範囲だったら、そのぐらいの預貯金があったので、このような場合ですと、いいですね。100 万円ぐらいしましたが、だから、そこはもっていき方だと思っています。後見人の質を高めなきゃいけないっていうのは、多分あるかとは思いますが。 でも、いろんな理由をちゃんと言って、旅行とかなんかも、一泊旅行をボランティアさんでやらせたいということで、その当時は 5 万円でその範囲内だったらいいですよと許可が出るんですよね。だからやっぱりそういうことを知らない、して良いんだって分からないという方もいらっしゃるかもしれません。 でも、家裁が総合的に見て大丈夫だっていう判断をいただければ、OK いただけます。最近もあるお医者さんが「何か日常的なものも買えなくなるんじゃないか」って、そういう誤解をされていました。全くそんなことはありません。日常のお金については、僕らが干渉する権限はありません。本人が、お菓子を買うなどの小遣いを自由に使うことは、それはもう本人に任されている。そのようなマスコミの報道が多いから、そういう不安に思う相談もあります。僕も相談を受けていて、でもちゃんと丁寧に「そういうものではありません」と、ご説明をします。 あと、後見人を降りられない方は、今降りられるように少しなりかけています。 僕も、僕から家族後見に移した例もありますし、それは今まだ制度は大体動き始めているので。でもやっぱりそういう意見は大切なので、そういうふうに移ってきているっていうのも事実だということがあります。 質問したいのは、僕もちょっと話をしてからにしますけ

ど、役所の方たちは、この福祉計画をどういう思いで作っているのか。というのは、どういう背景で、どういう住民の割合があって、自分たちはどういう市作りをしていくのか、そのイメージをどう思って作っているのかなっていう、ちょっと僕はお聞きしたいなっていう。

もう簡単に言いますね。僕自身この計画関わらせていただくので、一応読ませていただきました。僕だったら、ただその中身っていう表現は若干違いますけど、各市大体同じなんですよね。だから、目標は支障のない計画なんだろうなと。僕だったらどう思うかなっていうと、富津市はある意味で人口が減、高齢化率も高い。人口が減ってくる中で、ある面であんまり予算的なものもないんだろうなとそういうイメージなんですけど、僕は逆に思っているんですね。今の時代、今度は食料の問題とかいろいろ出てくる。富津には山もある。海もある。広い農地をどうやるかって発想を変えていけば、実はポテンシャルっていっぱいあると思ってるんです。袖ヶ浦よりかは、昔ながらの人情が多分あると思うんですね。新住民ばかりじゃないので。全てとは言いませんけど、そこら辺はやっぱり地域づくりやそういう繋がりを大切にできる土地柄なんだろうな。

後見活動は、他人事ではなくて自分事だと思ってね。将来の自分。今のままでいったら、ここにいる方は誰も後見制度を受けられません。後見人が少ないから、もう明らかに自分で自己解消するしかありません。

あとは最終的には地域づくりだと思っているんですね。ということかっていうと、専門職も、富津は（成年後見を受任する）社会福祉士が、残念ながら2人か3人ぐらいしかいないんですよ。もうちょっと上に行くと、君津も1人ぐらいしかいないとか。いや本当に専門職が少ない。今僕らのところに500名ぐらいの社会福祉士が欲しいと県で依頼が来ているんですけど、もう去年は70件ぐらい断ったんですよ。社会福祉士会だけで依頼が五、六百ぐらい来るんですが、もう受けられない。もう満杯になって、もうこれ以上僕は無理だよって。だから推薦依頼を上げられても、かなり大変。そこで、打開策として、定員を来年からちょっと50名から100名に増やして。だから、僕は近隣にいる社会福祉士には必ず声をかけて、「なってなって、研修受けて」って言っています。富津はなかなかいません。だから、そういう状況で市民後見人を養成しても、そんなには受任できません。1人か2人です。

	ただ、市民後見人さんが生まれることによって、日常生活自立支援の生活支援員だったり、それができなくても地域の核にはなると思うんですね。勉強あれだけしてますから。そういう意味で、人材の使い方ってということとかね、そういうことをどうイメージしていただけるのかなってというのは、他の方もそうですけど、そこが僕は重要だと思う。 計画は、計画を立てて何もなかったら、何もなりません。ただその1人1人のこの富津の人たちがどういう思いで、「本当にこれちゃんとやろうよ」「自分たちが住みやすい富津を作ろう」とその熱い思いがどのくらいあるのかなっていうところがね。この委員会の中でディスカッションして、高めていくという。だから、見方を変えれば、ポテンシャルが富津は意外とあるんだよね。ただ、今までのやり方をやっていたら、もう多分駄目です。市役所の考え方とか、いろんなね。やっぱり発想を変えて、本当に住民のために、自分のためにどうしていくんだっていうところがね。もうちょっとこうでないと、これが中核機関作りしましたとなると、大変です。相談が増える、日常生活自立支援の支援も増える。後見は、そんなにね、あんまり増えないんです。多少増えますけども、でももうね、パンク状態になるんですよ。もういっぱいだよってなってしまうので、やっぱりそこにはいろいろな、幸いにもここには法人後見をやっている団体も富津の場合は在られるので。そういうところをどうみんなで作っていくのかっていうところが、やっぱり熱意がないと。だから、そういう面をどう考えてらっしゃるかなとお聞きしたいなというように思っています。
事務局 (大川課長)	お答えいたします。梶原委員がおっしゃるように、地域づくりというのがこの成年後見制度利用促進または権利擁護の支援っていうところで大事になってくると私も考えます。現在市の方では市長の申立てなどをやっておりますが、後見人の市民後見人の育成ですとか、あと後見人からの相談だと後見人さんが引き受ける件数も大変キャパオーバーになってしまいうということもあるとは思いますが、相談するにご相談を受けることができないという体制になっておりますので、中核機関をまず設置しまして、そこで委託するにしても、委託する機関に任せるだけではなくて、市も一緒にいろいろ進めていったらいいかっていうところを考えていきたいと思っています。 今、介護保険の高齢者福祉計画でもそうですけれど、全て

	地域づくりという、先ほどの話に戻りますけど、重要となっておりますことから、地域ネットワークづくり、この計画の中の 15 ページに掲載しましたけれども、地域連携ネットワーク。このネットワークづくりが肝になると思いますので、このネットワークづくり、中核機関を作りまして、このネットワークを作りまして、地域づくりとしていきたいとしております。長くなりましたが、この計画の肝が、中核機関の設置と地域連携ネットワークづくりと考えております。
藤野委員	中核機関を設置することが目的、中核機関もコーディネートするから。今、梶原委員がおっしゃったように、担い手が少ないんで、確かに、私これまで6人ほど成年後見人をお願いしたいと思いました。確かに、遠い方は船橋から来ていただいたり、東京の人もありたり。おっしゃるとおり、来られる人がいないんですよ。任意後見人は、全く受け付けもしてくれませんでした。要するに「費用対効果が悪いからやりません」ってなってしまって。コーディネートしたところで、社協って話だけど、社協のスタッフも困ってしまうだけの話になることを懸念します。後見人のなり手を増やしていくっていうことに関して、成年後見人の養成って多分社協単独でも結構大変。行政もかなり調べないと。これ多分、コーディネートする人が出てきたけど、ちょっと対応できませんって事態になるのではないかと心配になりました。意見です。
渡邊委員	木更津市の市民後見成年支援センターは、市民後見養成講座を開催して修了者の中から、後見支援担当者を募集しているんですね。やっぱり1人の市民後見人の方は、普通2人を考えていて。前にね、私 NPO 立ち上げる前に市民後見人養成講座を受けたんです。そのときは専門職だけで、いずれ足りなくなると。だから市民後見人の養成が大事だということで受けたんですが、当時市民後見人1人は5人までというふうな話でございます。報酬がですね、基本2万円でしょ。2万円が5人の10万円じゃ、とても生業というか現役の方がやるとなかなか難しい。やっぱり、リタイアした人がやるしかないのかな、みたいな世界でございます。ただそういうことも考えるとなかなか市民後見人養成がそういう意味で、なり手が少ないだろうなっていう感じです。
中村委員長	今の藤野委員のお話と渡邊委員のお話っていうのは後見人の養成というようなところの質疑意見という話だと思うの

	で、今の点あわせてちょっと事務局の方から何かご回答ございますでしょうか。 中核機関を設置してそれだけでは。確かにずっとその先の問題というかね、元々絡み合っている問題だと思うんですけど、後見人の養成的なところについて主にどのようにそのご検討をされているかというような、大まかにまとめるとそのようなご意見かなと思いますので、そういった点について回答お願いいたします。
事務局 (大川課長)	お答えいたします。現在、市民後見人の養成ですね、具体的にこのように実施するということまでは予定がございませんが、先進の木更津市や君津市、袖ヶ浦市になっている近隣の取り組みを先ほど梶原さんにご質問いただきましたけれども、その取り組みを参考にして参ります。 また、ちょっとこれは他市に確認していないので、ここで断言はできませんけれども、可能であれば、他市との合同でこういう研修を実施して、富津市はこの近隣では最後、一番遅れておりますので、一緒に合同で実施していくという可能性があるのであれば、そのような形もとっていったらなと思っています。以上です。
中村委員長	ちょっと私の方も少し意見言わせていただきますと、県内でも各地で市民後見制度の利用促進の会議が開かれてますよね。その中で、やっぱり後見人の養成っていうものを市単独でそんなのできないと。だから、県の方で何とか養成的なものを向こうでやってくれないかといったご意見というのは、非常に多くの市から寄せられていたところでございまして、本当に近隣の市でも後見人のなり手、引き受け手をどのように充実させていくべきなのかっていうのは本当に難しいところです。やはり、そういった意味では、まずその中核機関っていう核となる機関を設置して、それとあわせてそこ中心に検討してなり手を増やしていくっていう、そういったところが県内、全国的なところでの大きな課題になっているのかなとちょっと思ったりしています。 後見人のなり手については、個人的には裁判所のお考えとかも聞いてみたいところがあったりするんですけども、市民後見人育成について、後見人のなり手みたいなのところに関して、何かご回答できるようなことってあったりしますか。

三戸オブザーバー	そうですね、私どもも養成講座の講師としてですね、私は木更津と袖ケ浦に参りました。なので、県のアドバイザー制度を利用すると思うんです。県社協ですから、そういう話は私も聞いています。全体でやった方が効率的なんじゃないかっていうのがある一方で、ただその実施が難しいというような県のスタンスなのかもしれないですね。 なので、県がもし無理であれば、広域にですね、四市でやったりですとか、今オンラインもありますし。そういった形で養成するのは良い方法ではないかと思います。袖ケ浦の講座に、もう先行していた木更津市の社協の方が講師として招かれていたり、交流があると思いますので。その辺連携して、君津圏域で集まりみたいなのができていると聞いていますから、その辺で意見交換をすればと思います。
梶原委員	中核機関は大切だと思います。心配しているのは運営できるかっていうところだと思うんですけど、やっぱりある程度の人数は要ります。かなり大変。僕も袖ケ浦とか、木更津で関わっているの。周知する、作ることによって周知徹底がかなり進んで、どんどん相談がきます。だから、相談を受けるなら、スタッフ側が勉強しないと、ワンストップで相談となると、なんで全部こっちに来るのって。そういうことがあるから、そういう質の問題というか、相談員の質も上げなきゃいけないと思いますし。 あと市民後見人さんは作っていくべきだと僕は思っています。僕ら専門職は、あちこち担当しているんですね。遠いと、一宮まで行ってるんですよ。あと富津と千葉の方にもあるし、だから地域密着ってのは、やっぱり僕は基本的に市民後見人さんがした方がいいんだろうなと思います。養成講座をやって今年木更津市は24人が、20人ぐらいになって。僕も講師でちょっとある単元に出させていただいてるんですけど、そうですね、全員がなれるかってまた別問題なんですね。 やっぱり控えめな人の方が良い。自信ある方は逆に自分のペースで物事をやってしまう傾向があるので、そこは適性を見るので。まず日常生活自立支援の生活支援員を少し経験して、利用者さんと接する機会を持ってそのスキルの上でこの人は良いのではないかということで選定委員会で選んで、家裁の方に報告するという形になるので、そうすると1人とか2人とか。

藤野委員	市民後見人養成講座を受けた方が後見人になるわけじゃなくて、選定という制度があるんですね。そこでオミットされていく、向いてない方は落としていくっていう。それは素晴らしいです。
梶原委員	誰でもなれるわけではない。やっぱり適性があると思うので、やれる方は2人とか3人の方もいらっしゃるけど、大体1人で、そこはちょっと僕も頑張ってくださいっていうお話をさせていただいたり。ただ、なれないからってその人が無駄かって言ったら、やっぱり勉強するんですよ、何十時間。その人が地域の中で核になって、成年後見をしないかもしれないけど、地域のまとめ役とかになるとそれはそれで活用をどうするか。市役所さんとか社協さんがもしやるんだったら、それをちゃんと考えるのが、行政団体、社協さん、中核機関の職員だと思うので。それはとても重要なので、やり方なので。だからやっぱり3年・5年・10年・20年のスパンで物事を考えないとなかなか進まないの。そこは皆さんでこんなに集まっているので、富津の人で盛り上げていただければいいのかなと思ってます。
中村委員長	理解として、後見人の選任というところはもう本当に裁判所の専権というところにはもちろんなるんですけど、例えば選任する場合は各専門職団体の方がきちんと人を推薦させていただいて裁判所の方で受けていただけたとか、一応そういったような流れになったりしているところでございます。 はい、この他ご質疑やご意見ございませんでしょうか。
渡邊委員	計画案に絞って質問させていただきたいんですけど、4ページ、障がい者の状況ってありますよね。療育手帳の保持者とか精神障害者保健福祉手帳とかあるんですけども、成年後見制度がターゲットとしているのは認知症高齢者ですよ。認知症高齢者がどうなのかなって、要するに、要介護1から5までの方が人数になるんで、どうやって推移しているか、そういうデータがあった方がいいのかなと思いました。 もう一つ5ページですね、一番下に成年後見制度利用者数木更津支部管内ということで、令和5年度が85件になっているんですけど、受任をされている方の数は85名ということでよろしいでしょうか。今NP0 ひかりさんが34人、私の方は8人、40人で、木更津の支援センターさんもっと

	多いでしょうけど、ちょっと気になりました。
三戸オブザーバー	ちょっとこれ話をするタイミングを伺っていたところで、この数字がですね、これはご本人の住所が富津市の方ですね。なので、ここ少し注を入れていただきたいと思います。千葉家裁から提供されたデータではあるんですけど、こちらの方で私の支部で取りまとめた数字でございます。富津市の方ということで、今委員がご指摘されたように誤解が生じてしまうので、そこを訂正していただければと思います。
中村委員長	この表に絡んでちょっと私からもご質問させていただいて良いですか。裁判所の利用者数ということですよ。 6 ページの下の法人後見受任件数っていう、これも現時点でのその受任件数とその年ごとの受任件数っていう理解でよろしいでしょうか。図表の一番下の累計という理解でいいのか、それでよろしいのか、それとも、何か新たに受任された数なのか教えていただければと思うんですけど。
事務局 (大川課長)	お答えいたします。6 ページ一番下の図表、法人後見受任件数。こちらが年度末に何件受けているのかというこの数値でございます。ですから令和5年度では、令和5年度末10件の受任でございます。以上です。
中村委員長	私みたいに新規受任の件数と誤解されるような方はいらっしゃらない感じでいいんですかね。
藤野委員	いや、私もそのように思いました。今の人数は、新規の累計で令和5年度までにこれだけの人数がいるってということなんですよね。
中村委員長	そうすると、新規の方は増えるけど、例えば後見を終わりになる方もいらっしゃるわけだから、件数減るわけなんで。そうすると、その誤解がない図に何かちょっともう少し加筆していただくというか、「年度末時点での受任件数です」ってことであればそのようにちょっと書いていただいて。逆に、その法人後見の受任件数としてはふつつ成年後見支援センターでは年何件ぐらいなのか。そういったところも分かれば教えていただきたいなっていうところがありますけれども。

藤野委員	そうですね、これだと、ただ単に減り続けてるだけって話ですね。
中村委員長	その点はどこまでこういった状況について説明を載せるかっていうところをご検討いただければというところになるのかなと思います。
事務局 (大川課長)	ありがとうございます。
中村委員長	はい、この他ご質疑やご意見ございませんでしょうか？
梶原委員	報酬助成の件で、申し訳ないんですけど、市長申立てだけの報酬助成は富津だけなんです。君津、木更津、袖ヶ浦は本人申立てとか、他でもある程度の資産の人に関しては報酬助成出るんです。だから富津さんだけ、千葉県でもそういうところは実はまだ結構あるんですけど、それだとなかなか移ったときとか、他市から富津に移ったときに、市長申立てじゃないから報酬もらえないっていうことが発生しているんです。だから、他の3市はちょっと財政的な問題があるとは思いますが、他から移ってもその市に住んでれば、ある程度何十万かの資産云々以下であれば、報酬助成しますってなっているんです。だから、そこはちょっとできれば富津さんもちょうと改正をしていただけないかなと思っています。後見制度って、1年に1回の報酬。だから、基本的に月2万円、大体年24万7000円ぐらいとか。案件によって、市で21万ちょっとってのはあるんです。
藤野委員	持ってる資産によって違うんですか。5000万円までと5000万円以上・・・
梶原委員	それは違います。財産額によって報酬が決まる。それは家裁の方が設定事項など決めることなので、僕らは出して決めていただいた金額をいただく。でも、市長申立てじゃないといくら資産が下がっても富津の場合は出ない。
藤野委員	君津でやれば24万円もらえたのが、富津に来た途端に出なくなる。

梶原委員	そういう可能性があります。そこは検討していただければと思います。
中村委員長	今おっしゃっていただいた点は、例えば本当に後見人になる、ならないというようなところで、例えば専門職の方を推薦させていただくに当たって、そのなり手を推薦できるかどうか、みたいなのところにも正直関わってくところではございまして。千葉県では本当に多くの市がその市長申立てっていう要件があったところで、どんどん外していただいている状況になってきていますので。ぜひその点をご検討いただければというところは、私の方も梶原先生と同じ意見でございまして、ご検討いただければと思います。 その他ご意見等ございませんでしょうか。
大森 副委員長	18 ページのところに、最後に計画の推進評価みたいなのところがあって、その計画自体の評価っていうことは PDCA に基づいてっていうことにはなっていると思うんですけども、この計画策定の後に委託が始まって、委託したところの評価っていうのも当然あるんだろうなと思っていて。その委託したところの評価と、その委託したところをバックアップする仕組みみたいな話もきっと重要なんだろうなと思っていてですね。 14 ページのところに、(2) の中段に「また中核機関は」っていうのがあって後見人支援っていうところもあったりして、やっぱり役割を担うところのバックアップっていうのが、評価とあとは手立てっていうことは必要なんだろうなとちょっと思っているんで、これは計画策定会議の方で今計画が策定されて、それを PDCA で見ていくということになるんだろうと思うんですけども、委託したところに対する何か評価と支援みたいな話も当然含まれてその先には含まれてくるっていうことで理解しているということよろしいでしょうか。
事務局 (大川課長)	はい。そのとおりでございます。
中村委員長	ご質疑やご意見等よろしいでしょうか。私中村からよろしいですか。 ここはもし可能な範囲でちょっと分かればっていう事なん

	ですけれども、市民の皆様の意識というところで、ニーズ調査の結果をいただいているところで、例えば、どれぐらいの回答があったのかですとか、どれぐらいの母体のニーズ調査しているところのもっと参考的な情報がもしあって、それを記載できるのであれば、記載していただいた方がニーズをどこまで市の方でちゃんと把握してるのかみたいな、これがわかりやすいのかなというふうに思ったので。もし可能であれば、ご検討いただけないかなというのは意見として述べさせていただきます。
事務局 (大川課長)	お答えいたします。今回この計画を立てるにあたってこの計画策定のためのだけに限ったニーズ調査は実施しておりません。 7ページに書いてございますけれども、現在、6年度から8年度までが計画期間となっております。こちらの市の計画、これを策定する際に、行ったアンケート調査の項目の中に成年後見制度に関する質問項目がございましたのでその項目と回答をこちらの計画策定のところに引用したものでございます。 ですので、そのときの件数ですとかは記載することはできませんが、今回、委員長おっしゃっているのがこのあとのニーズ調査ということではなくて、今回過去令和4年度に実施したもので何件の件数アンケート調査を行ったうち回答があった方というところの記載でよろしければ、こちらに実際に検討したいと思います。
中村委員長	はい。それでももちろん十分だと思いますので、ちょっとご検討いただければと思います。その他ご質疑ご意見はございませんか。 ご質疑ご意見もないようです。今までのところを踏まえて事務局から何かご発言等がありますか。
事務局 (西野係長)	委員の皆様におかれましては多様な観点からたくさんご意見を頂戴しまして誠にありがとうございました。ご意見頂戴しました中で特に本計画の策定に係る部分について、今一度私の方から最後にまとめとして申し上げたいと思いますので、もしそこで何かご意見等ありましたら、頂戴できればと思います。

本日いただいたご意見として、まずこちらで作成するパンフレットの内容の充実についてというところで費用助成等についても具体的な記載をお願いされたいというご意見を頂戴しました。

また、計画を策定することで、富津をどういう地域にしたいのか、どういう思い、どういうイメージで計画を策定されるのかというご意見をいただいたところですが、こちらについては、回答にもありました通り地域の関係者の方々ですね。地域のことで、本人のことをよく知る人がいらっしゃると思いますので、富津の中でそういった方々を結びつけるような形で地域連携ネットワークというものを強固にしていきたいと思いますので、計画上はそういったところの、富津の地域づくりのイメージっていうところがなかなかちょっと見えてこない部分にはなってしまうのかなと思うんですが、実際これからの地域連携ネットワークを構築していくに当たりましては、そういうところを意識しながら構築してまいりたいと考えております。

続いて、市民後見人の養成については、近隣市の取り組み、先行する取り組み等を参考にしながら他市との合同実施ですとか、あるいはオンラインの活用ですとか、そういったところも含めて、富津市単独ではちょっと難しいところもあるかもしれませんが、連携しながらできる可能性を探ってまいりたいと考えております。

続いて、中核機関の方に今後相談支援という形でたくさん相談が集まることになると、相談を受ける側の質の向上も重要だというご意見もいただいた部分につきましては、中核機関の職員のスキルアップ等の研修についても検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、認知症高齢者の数について、障害者手帳の所持者数は掲載があったんですけれども、認知症高齢者の掲載が無いというところのご意見をいただいた件に関しましては、要介護認定を受けている人のうち、認知症状を有する人の数を把握することは可能ですので、手帳の所持者数と同じような形で、全数把握っていうのは実際には診断受けてない方ですとか、介護保険使っていない方もいらっしゃると思いますので全数は難しいかと思うんですが、要介護認定を受けている方の中での認知症有病者の数の把握推移というのは出せるかと思っておりますので、そちらの掲載についても検討いたします。

続いて、5 ページの利用者数と 6 ページの受任件数の記載

	についてなんですけれども、わかりにくいものとなってしまっておりましたので、記載を修正させていただきます。 報酬助成について、現在市長申立てをした人に限定されているので、今県内でもそちらの要件を外しているところが続々と出ているというご意見に関しましては、今後の当市の課題として受けとめて持ち帰らせていただきたいと思います。 最後にアンケートのニーズ調査の回答数ですが、回答率の記載につきましては、こちらは何件やって何件の回答があったというようなところも含めて、記載するよう修正してまいりたいと考えております。 こちらの計画に関わるご意見を参考に素案の修正を行いまして、修正しましたらまた後日改めて送付いたしますのでご確認いただければと思います。ありがとうございます。
中村委員長	はい、ありがとうございます。 それでは議題(1)を終了します。以上で本日の議題はすべて終了しました。委員の皆さまから「その他」で何かありますか。
—委員から「なし」の声あり—	
	無いようですので、以上をもちまして、第1回富津市成年後見制度利用促進計画策定委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。